

おくやみ ハンドブック

武蔵村山市

御遺族の方へ

御親族の方の御逝去に心から御冥福をお祈り申し上げます。

このハンドブックでは、今後必要となる市役所での手続と、

市役所以外での一般的な手続について御案内します。

御不明な点がございましたら、担当窓口までお問合せください。

このハンドブックが、少しでも御遺族の皆様のお役に立てれば幸いです。



死亡届を提出された方へ

亡くなられた方につきまして、市役所内で各種手続が必要となります。

市では、身近な方が亡くなられた後の市役所における手続の総合窓口として、おくやみコーナーを設置しています。ぜひ御利用ください。

※おくやみコーナーの利用は、原則予約制です。詳細は4ページを御確認ください。

※おくやみコーナーを利用することなく、直接、各担当窓口で手続をしていただくことも可能です。この場合、複数の課での手続となりますので、時間に余裕を持ってお越しください。

各種手続に必要な主な持ち物

御遺族が亡くなられた後の手続に必要な主な持ち物を御紹介します。

詳細な持ち物については、5ページ以降の「市役所内での手続リスト」を御確認ください。

御遺族のもの

- ☐ お越しいただく方の本人確認書類
 - ・写真付きのもの（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート又は身体障害者手帳など）
 - ・写真付きのものがない場合（健康保険資格確認書、介護保険被保険者証又は年金手帳などから2点）
 - ☐ 預貯金通帳（相続人代表者・喪主 ※どちらも同一の方であれば、1冊で結構です。）
 - ・喪主については、亡くなられた方が国民健康保険、後期高齢者医療加入者の場合のみ必要です。
 - ☐ 税金の引落とし等の口座を変更する場合は、新たに引落としする口座の預貯金通帳、届出印及びキャッシュカード
 - ☐ 葬儀費用の領収書 又は 会葬礼状
 - ・亡くなられた方が国民健康保険、後期高齢者医療加入者の場合のみ必要です。
 - ☐ 相続人の方全員の氏名及び住所を記載したメモ
 - ・亡くなられた方が市税（市都民税、固定資産税など）を納めていた場合のみ必要です。
- ※ 手続する方が相続人でない場合、手続によっては委任状が必要です（委任状の参考例は2ページに掲載しています。）。

亡くなられた方のもの

- ☐ 印鑑登録証（カード）
 - ☐ 国民健康保険資格確認書（被保険者証）、後期高齢者医療資格確認書（被保険者証）（各種認定証は交付されている方のみ）
 - ☐ 介護保険被保険者証、各種認定証（各種認定証は交付されている方のみ）
 - ☐ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳（愛の手帳）、自立支援医療受給者証（いずれも交付されている方のみ）
 - ☐ その他、武蔵村山市から交付された証書類
- ※ 上記のものが揃えられない場合であっても、お手続は可能です。後日見付けられた場合は、適切に処分していただくか、おくやみコーナー又は担当窓口へ返還してください。

来庁者が相続人の代理人の場合

年金手続や戸籍・住民票に関する証明書の請求などを相続人の代理人が行うときは、委任状が必要です。

※手続に必要な持ち物

- ・委任者が、亡くなられた方の相続人であることを証明する書類(戸籍謄本など)
- ・戸籍・住民票の証明書が必要であることを証明する書類(提出先からの依頼文や手続に必要な書類の一覧表など)
- ・窓口に来る方(代理人)の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど)

※委任状は、下記をコピーしてお使いください。

委 任 状

(宛先)武蔵村山市長

代理人(窓口に来る人)

令和 年 月 日

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	大・昭・平・西暦 年 月 日
電 話 番 号	()

私は、上記の者を代理人とし、下記の権限を委任します。

記

委任事項

_____の死亡に伴う

(右記の該当する□にレ点をしてください) ☐ 戸籍、住民票の交付申請

☐ その他()事項に関する権限を委任します。

委任者(代理人に手続をお願いする人)

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	大・昭・平・西暦 年 月 日
電 話 番 号	()

印

身近な方が亡くなられた後の手続等の一般的な流れ(目安)

	葬儀・法要	届出・手続	税金
3 か 月 以 内	○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨	○死亡届等 ○年金関係の手続 ○公共料金等の手続 (17ページ参照) ○遺言調査・遺言書の検認 ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認	13 ペ ー ジ 参 照
4 か 月 以 内		○遺産分割協議 (13ページ参照) ○払戻・解約・名義変更等 (17ページ参照)	○所得税の準確定申告 (13ページ参照)
10 か 月 以 内			○相続税の申告(13 ページ参照)
1 年 以 内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	

おくやみコーナーの御案内

原則予約制

身近な方が亡くなられた後の市役所における手続の総合窓口として、必要な手続の御案内から、申請書の作成サポート・書類の受付までをワンストップで行います。

利用対象者 死亡時に武蔵村山市に住民登録されていた方の御遺族

予約期間 死亡届の届出から3日（武蔵村山市以外へ届け出た場合は2週間）経過後から来庁する3開庁日前まで

予約方法

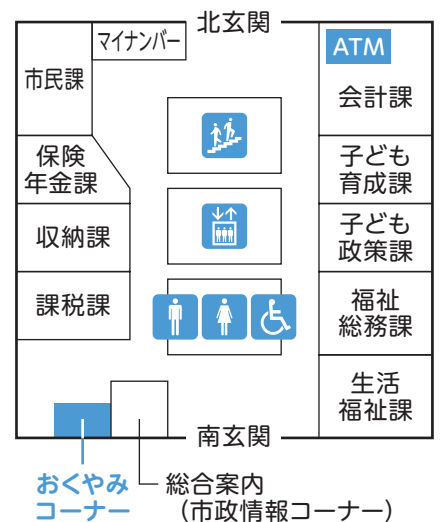
- ① **パソコン・スマートフォン** 24時間受付
スマート申請システム（下記二次元コード）の「申請できる手続き一覧」で「個人向け手続き」の「おくやみコーナー窓口予約」から予約
- ② **電話** 042-565-1111（内線107）
8:30～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

予約可能時間 *各回1組（土・日・祝日・年末年始を除く）

- ① 9:30～11:00
- ② 13:00～14:30
- ③ 15:00～16:30

持ち物 このおくやみハンドブックの1ページ「各種手続に必要なとなる主な持ち物」及び5ページ以降の「市役所内での手続リスト」を御確認ください。

場所 市役所1階南側 総合案内横（市政情報コーナー内）



スマート申請システムを御利用ください

御利用にあたっては、利用者の登録 **新規登録** が必要です（手続判定ナビを除く）。

「おくやみコーナー窓口予約」

おくやみコーナーの予約ができます。

「おくやみ事前申請」

手続に必要な情報（亡くなられた方の氏名など）を来庁前に申請（入力）いただくことによりおくやみコーナーでの手続がよりスムーズに行えます。

「手続判定ナビ」

簡単な質問に答えるだけで必要な手続と持ち物が確認できます。



武蔵村山市スマート申請システム

検索

- おくやみコーナーで受付できない手続については、各担当窓口を御案内いたします。
- おくやみコーナーの利用状況によっては、お待ちいただく場合があります。
- おくやみコーナーを利用することなく、直接、各担当窓口で手続をしていただくことも可能です。
この場合、複数の課での手続になりますので、時間に余裕を持ってお越しください。

市役所内での手続リスト

亡くなられた方が下記に当てはまる場合		手続	必要なもの 下記の他に必要な場合があります	窓口
国民健康保険	☐ 国民健康保険に加入していた方	被保険者証等の返却	・国民健康保険被保険者証等 ・世帯主が亡くなられたときは、世帯全員の被保険者証等	保険年金課 (市役所1階、内線132) 緑が丘出張所 (☎042-564-1234)
	☐ 70歳から74歳までの方	高齢受給者証の返却	・高齢受給者証	
	☐ 葬儀を行った場合	葬儀費用の支給申請 (葬儀を行った方)	＜葬祭費支給申請＞ ・葬儀を行った方の口座がわかるもの ・会葬御礼のはがき又は葬儀にかかった費用の領収書(喪主が確認できるもの)	
	☐ 保険に伴う各種認定証を持っていた方	各種認定証の返却	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証など	
後期高齢者医療	☐ 後期高齢者医療制度加入の75歳以上、又は65歳以上で早めの後期高齢者医療制度加入の方	被保険者証等の返却	・後期高齢者医療被保険者証等	保険年金課 (市役所1階、内線135)
	☐ 高額な医療費の支払をしていた場合	高額療養費などの支給申請	・相続人代表者の口座がわかるもの	
	☐ 葬儀を行った場合	葬儀費用の支給申請 (葬儀を行った方)	＜葬祭費支給申請＞ ・葬儀を行った方の口座がわかるもの ・会葬御礼のはがき又は葬儀にかかった費用の領収書(喪主が確認できるもの)	

市役所内での手続リスト

亡くなられた方が下記に当てはまる場合		手続	必要なもの 下記の他に必要な場合があります	窓口
後期 高齢者医療	☐ 保険に伴う各種認定証を持っていた方	各種認定証の返却	・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・限度額適用認定証 ・特定疾病療養受療証など	保険年金課 (市役所1階、内線135)
	☐ 年金受給前の方	死亡一時金の請求	・基礎年金番号のわかるもの ・通帳など	保険年金課 (市役所1階、内線136)
年金	年金を受給していた方	☐ 国民年金のみを受給	・年金証書 ・通帳など	
	☐ 厚生年金を受給	＊年金事務所で手続が必要です。 問合せ先：立川年金事務所 ☎042-523-0352		
	☐ 共済年金を受給	＊加入していた共済組合で手続が必要です。		
高齢福祉	☐ 65歳以上の方	介護保険被保険者証等の返却	・介護保険被保険者証 ・介護保険負担割合証(交付されている方) ・介護保険負担限度額認定証(交付されている方)	
	☐ 高額介護サービス費の支給がある場合	相続人代表者の届出 ※決まっていない場合は、決まった段階で届出	・相続人代表者(三親等以内の親族)の口座番号がわかるもの ・世帯が別の場合、続柄のわかる戸籍謄本など	高齢福祉課 (市民総合センター1階、☎042-590-1233) 介護保険被保険者証等の返却のみ市役所、緑が丘出張所でも可
	☐ 高齢者福祉サービス(配食、ごみ出し支援、おむつ給付、救急通報システム及び福祉電話等)を利用していた場合	各種サービスの廃止届		
	☐ 保険料の「還付手続」が発生する場合	※還付依頼書及び返信用封筒を別途発送しますので、手続は後日となります。		

市役所内での手続リスト

亡くなられた方が下記に当てはまる場合		手続	必要なもの 下記の他に必要な場合があります	窓口
障害福祉	☐ 障害者手帳を所持していた方	各種手帳の返却と死亡の届出	・身体障害者手帳 ・療育手帳（愛の手帳） ・精神障害者保健福祉手帳	障害福祉課 (市民総合センター1階、 ☎042-590-1185)
	☐ 障害に関する給付金を受けていた方	障害に関する各種サービスや給付金終了の相談	*窓口で御相談ください。	
	☐ 心身障害者の医療費受給資格を持っていた方	医療費等の精算後に心身障害者医療費受給者証の返還	・心身障害者医療費受給者証	
子ども	☐ 右記の各種助成、手当等を受けている方	・子ども医療費助成 ・ひとり親家庭等医療費助成 ・児童手当 ・児童育成手当 ・児童扶養手当 ・特別児童扶養手当	*御家庭の状況により利用できる制度や必要なものが異なりますので、窓口で御相談ください。	子ども育成課 (市役所1階、内線185)
	☐ 同居の親族が保育園等に通っている方	保育児童台帳の変更手続		子ども育成課 (市役所1階、内線184)
税・料金	☐ 市内に土地・家屋などの固定資産を所有していた方	*法務局での相続登記の申請が必要です。 *相続人代表者の届出(法務局の登記変更までの期間相続人を代表して固定資産税の納税通知の受領、納税をする方の届出) *未登記家屋については、課税課に家屋名義人変更の申請が必要です。	*窓口で御相談ください。 *市外に固定資産がある場合は、所在する市町村への届出が必要です。	課税課 (市役所1階、 土地係:内線128、 家屋係:内線126)
	☐ 固定資産を共有していて、代表者が亡くなられた場合	共有代表者の変更届	*窓口で御相談ください。	
	☐ 市・都民税・森林環境税が課税されている方	相続人代表者の届出(相続人を代表者して市・都民税・森林環境税の納税通知の受領、納税をする方の届出)	*窓口で御相談ください。	課税課 (市役所1階、内線124)

市役所内での手続リスト

亡くなられた方が下記に当てはまる場合		手続	必要なもの 下記の他に必要な場合があります	窓口
税・料金	☐ 原付バイク（125cc 以下）、小型特殊を所有していた方	軽自動車税の申告	*窓口で御相談ください。	課税課 (市役所 1 階、内線 121)
	☐ 軽自動車を所有していた方	*軽自動車検査協会でご相談ください。 ☎050-3816-3104		
	☐ 普通車、オートバイ(125cc超)を所有していた方	*多摩自動車検査登録事務所で御相談ください。 ☎050-5540-2033		
	☐ 市内に農地を所有していた方	*法務局での手続及び農業委員会（市役所 2 階、内線 226）への届出が必要です。		
	☐ 税・料などを口座振替で市に納めていた方	口座振替の廃止・変更	・預金通帳 ・通帳の届出印 ・キャッシュカード	収納課 (市役所 1 階、内線 192)
	☐ 税・料などに「還付手続」が発生する場合	還付通知書を別途発送しますので、手続は後日となります。	・相続人代表者の印鑑 ・相続人代表者の口座番号がわかるもの	収納課 (市役所 1 階、内線 192)
	☐ 市に納める税金、保険料などに未納がある場合	納付方法の確認(相続放棄含む) ※滞納の有無がわからない場合窓口へ	*窓口で御相談ください。	収納課 (市役所 1 階、内線 194～196)
	☐ 財産や負債を放棄する場合	*家庭裁判所で御相談ください（相続開始から 3 か月以内に手続してください）。 問合せ先：東京家庭裁判所立川支部 ☎042-845-0365		
	☐ 水道の使用をやめる場合	使用中止届	*水道局（多摩お客さまセンター）で御相談ください。 固定電話からは ☎0570-091-100 携帯電話からは ☎042-548-5110	
その他	☐ 水道使用者の名義を変更する場合	使用名義変更		
	☐ 市営住宅を借りていた方	明渡し又は入居承継の手続	*窓口で御相談ください。	都市計画課 (市役所 2 階、 市営住宅：内線 278、 生産緑地：内線 272)
	☐ 市営住宅に同居していた方	異動届（世帯員変更届）	死亡を証する書面	
	☐ 生産緑地の主たる従事者だった方	地位の承継又は買取り申出の手続	*窓口で御相談ください。	
	☐ 印鑑登録をしていた方	印鑑登録証(カード)の返納 (自動的に廃止されます。)	印鑑登録証（カード）	市民課 (市役所1階、内線149) 又は緑が丘出張所 (☎042-564-1234)
	☐ 乗合タクシー「むらタク」の利用登録をしている方	利用者登録証の返却	利用者登録証	交通企画・ モノレール推進課 (市役所2階、内線273)

市役所内での手続リスト

御遺族が下記に当てはまる場合		手続	必要なもの 下記の他に必要な場合があります	窓口
住民票	☐ 世帯主が亡くなって、残る世帯に15歳以上の方が二人以上いる場合	世帯主変更届出		市民課 (市役所1階、内線149) 又は緑が丘出張所 (☎042-564-1234)
	☐ 亡くなられた方の健康保険の扶養から外れて、国民健康保険に加入する方(資格喪失日から14日以内)	国民健康保険の加入(74歳まで)	加入していた健康保険の「資格喪失証明書」 *発行は勤務先等にお問合せください。	保険年金課 (市役所1階、 国民健康保険係： 内線132、 年金給付：内線136)
	☐ 亡くなられた方の健康保険の扶養から外れて、国民年金に加入する方(資格喪失日から14日以内)	国民年金の加入(20～59歳までの配偶者)		
	☐ 国民健康保険に加入していて世帯主が変わる方	新しい資格確認書等の交付(後日郵送)	変更前の被保険者証等(世帯全員分)	市民課 (市役所1階、内線149) 又は緑が丘出張所 (☎042-564-1234)
国民健康保険・年金	☐ 受けられる年金給付の確認と御相談	例)・遺族基礎年金 (子のある妻、又は子) ・国民年金寡婦年金 (60～64歳の妻) ・国民年金死亡一時金	*詳細は窓口にて御相談ください。	保険年金課 (市役所1階、内線136)

MEMO

空き家を相続した場合

空き家を適切に管理していないと、外壁や屋根の一部が飛散したり、草木が繁茂することにより、周辺環境に影響を及ぼす恐れがありますので、適切な管理をお願いします。

主に確認いただきたいこと	
草木の繁茂	繁茂した草木が道路や隣地に越境していないか。
外壁等の損傷	外壁や屋根の剥離がないか。扉が外れていないか。
害獣、害虫	ハクビシン、アライグマ、ハチ等がすみついていないか。
ごみ	不法投棄がされていないか。

○空き家の発生を抑制するための特例措置

被相続人の住居の用に供していた家屋を相続した相続人が、耐震リフォームをした空き家又は取り壊し後の土地を譲渡した場合には、その譲渡所得から 3,000 万円を控除する特例措置があります。

○相続窓口の開設

令和 6 年 4 月から、NPO 法人空家・空地管理センターと協定を結び相談窓口を開設しています。詳しくは、ホームページを御覧ください。

都市計画課
(市役所 2 階、内線 278)



空家・空地管理センター

検索

MEMO

亡くなられた方が会社員だった場合

勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却等、必要な手続があります。一般的な手続について記載しますが、詳細は勤務先へお問合せください。

項目	時期	備考
死亡退職届の提出	すみやかに	勤務先に提出する必要があります。
社員証など（身分証明書）の返却		健康保険被保険者証等やその他、勤務先から貸与を受けていたものがある場合は返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに勤務先に直接御確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。

MEMO

その他の手続

亡くなられた方が個人事業主だった場合

廃業する場合の一般的な手続について記載します。なお、事業承継する場合については、相続での手続が必要です。

項目	時期	備考
個人事業者の死亡届出書	すみやかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の開業・廃業など届出書	1か月以内	※詳細は、税務署へお問合せください。 立川税務署 ☎ 042-523-1181(代表) メッセージが流れますので、 「0」(ゼロ)を押してください。
給与支払事務所などの開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする年の翌年3月15日まで	
事業開始(廃止)等申告書	30日以内	都税事務所に提出します。 ※詳細は、都税事務所へお問合せください。 立川都税事務所 ☎ 042-523-3173 (個人事業税担当)
個人事業税の申告	4か月以内	

MEMO

相続に関する手続チェックリスト

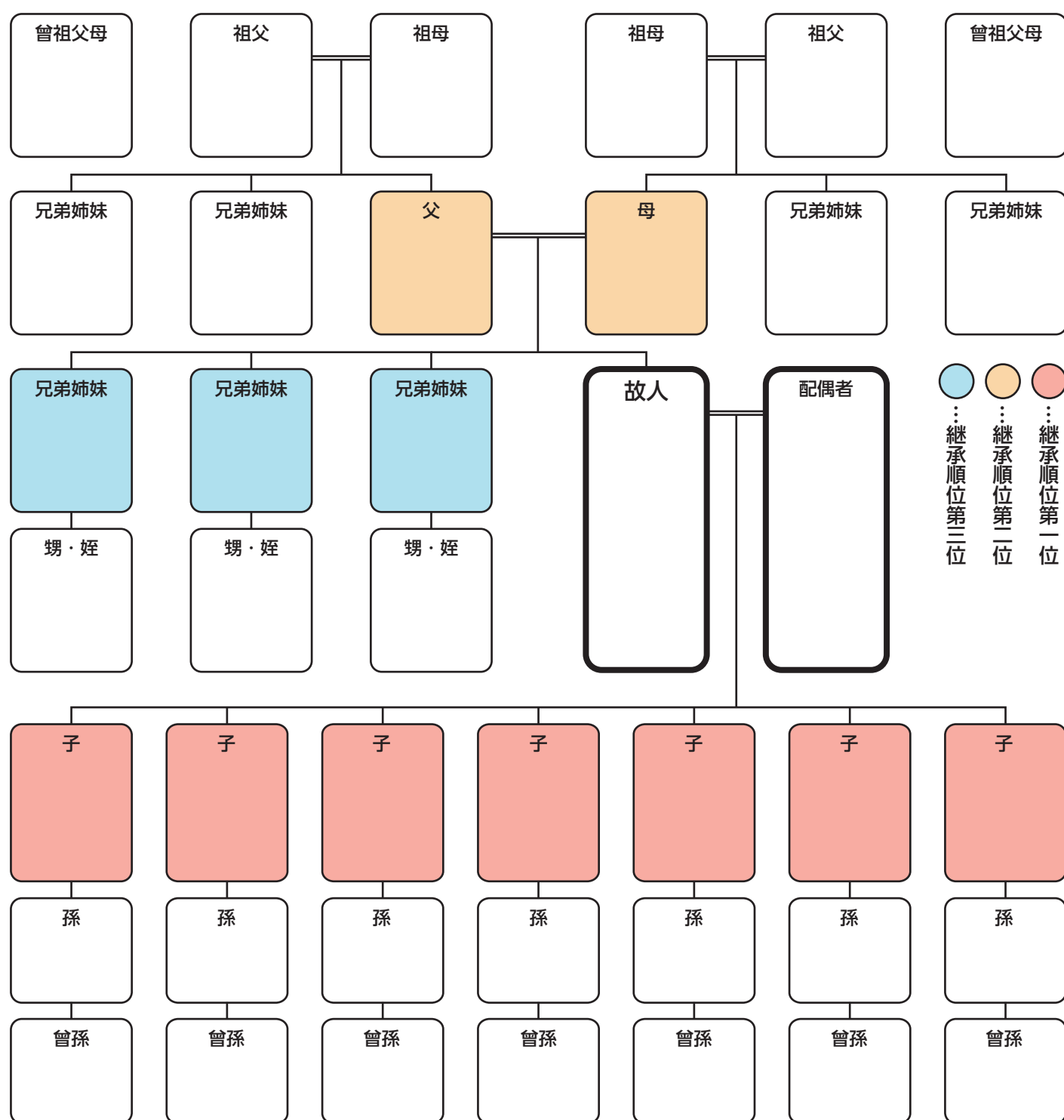
御親族が亡くなられて間もなく進めなくてはならない手続に「相続」があります。締切期限の早い手続もありますので、こういった手続がいつまでに必要なか確認しておきましょう。

必要に応じて専門家に相談することもお勧めします。

項目		時期	備考
☒	相続人の調査・確定	すみやかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。市（区）役所・町（村）役場の窓口で「相続に使用するため、出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申出ることによって取得できます。
☒	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索又は法務局で調査してください。公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☒	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
☒	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、不動産がある役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
☒	遺産分割協議（協議書の作成）		法定相続をしない場合、共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所等へ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☒	相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所に御確認ください。
☒	所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
☒	相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝3,000万円＋600万円×法定相続人の数

令和6年4月から、相続登記の申請が義務化されました。詳しくは法務局のホームページを御覧ください。

家系図（3 親等内の親族）



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。詳しくは法務局のホームページを御覧ください。

亡くなられた方の財産について

	所在地	名義人	持ち分	備考
不動産				
	金融機関名	支店名	金額	備考
預貯金				
	名称	内容	保管場所等	備考
その他の資産				
	借入先	金額	返済方法	備考
借入金・ローン				

亡くなられた方の財産について

	保険会社	種類・内容	受取人	備考
生命保険・損害保険				
	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
公的年金				
	名称	番号・記号等	受給金額	備考
個人年金・企業年金				

その他

少し落ち着いてから行う手続チェックリスト

項目	時期	手続窓口	準備するもの・備考
☒ 運転免許証返納	早めに	警察署	運転免許証
☒ パスポート返納		パスポートセンター	・パスポート ・本人が死亡したことがわかる書類（戸籍謄本等、死亡診断書（死体検案書）の写し、埋火葬許可証の写しのうちいずれか） ・届出者の本人確認書類
☒ 電気料金の名義変更・解約		電力供給会社	インターネットでも手続可能
☒ ガス料金の名義変更・解約		各事業所	
☒ 水道料金の名義変更・解約		水道局	
☒ NHKの名義変更・解約		NHK	
☒ 携帯電話解約		各携帯電話会社	・各店頭での解約 ・死亡の事実が確認できる書類（戸籍謄本等、住民票除票、埋火葬許可証の写し、会葬礼状等） ・届出者の本人確認書類等
☒ その他利用サービスの名義変更・解約		各社	・新聞 ・定期購読物 ・オンラインサービスなど
☒ クレジットカードの解約		各クレジット会社	各会社より必要書類を取寄せる
☒ 自動車、バイクなどの廃車・名義変更		陸運支局軽自動車検査協会	各販売業者でも代行可能

市民相談の御案内

弁護士や税理士など専門家による相談の窓口を設けています。

予約が必要です。

相談はすべて無料で、秘密は守られます。

相談予定日は、市ホームページ又は毎月1日発行の「市報むさしむらやま」を御覧ください。



市ホームページ

法律相談（弁護士）

相談日時	毎月第1・3・4水曜日 13:30～16:30	定員	先着6名
申込方法	相談日の1週間前の8:30～当日15:00（受付開始日が祝日等の場合、その直前の開庁日）に電話で予約を受け付けます。		
相談内容	戸籍、相続、遺言その他法律全般について		

行政書士相談（行政書士）

相談日時	毎月第2水曜日 13:30～16:30	定員	先着6名
申込方法	前週の金曜日までに電話で予約を受け付けます。		
相談内容	法律書類（任意後見契約含む）の作成、相続手続など		

司法書士相談（司法書士）

相談日時	毎月第3水曜日 13:30～16:30	定員	先着6名
申込方法	前週の金曜日までに電話で予約を受け付けます。		
相談内容	遺産相続、土地・建物の売買、相続等の名義変更、法定相続情報証明制度など		

税務相談（税理士）

相談日時	毎月第3水曜日 13:30～16:30	定員	先着6名
申込方法	前週の金曜日までに電話で予約を受け付けます。		
相談内容	相続税、不動産に係る税金など		

電話予約・お問合せ先

武蔵村山市 企画財政部秘書広報課

☎042-565-1111（内線314）

相続登記 義務化に対応

多摩都市モノレール **立川南駅** から徒歩2分
JR立川駅南口からも徒歩4分

- 不動産の名義変更
- 戸籍謄本取得代行
- 遺言書作成・終活支援
- 成年後見・事業承継

代表司法書士
松本 万紀

拓実リーガル司法書士法人ができること



1 最初から最後まで。丁寧なお付き合い

どんな小さなご要望にもお応えし、状況に応じて柔軟な対応を取れるよう、何よりもコミュニケーションを大切にお仕事をさせていただいています。工夫と、きめ細やかなサービスを、ぜひご体感ください。

2 料金に関する不安は、事前に払拭

拓実リーガル司法書士法人では、必ず事前に費用のご説明をし、ご納得いただいてから依頼をお受けするようにしております。お気軽にご相談ください。

3 夜間や土日祝も。出張相談も対応

事前にご予約をいただくことでお仕事あがりの夜間や、土日祝日も対応可能です。

まずは事前にお電話にてご予約を

初相談無料

各種セミナーも
行っております



拓実リーガル司法書士法人

立川市柴崎町3丁目11番4号 東京ロジテック千代田ビル8階

☎ **042-512-7506**

無料相談受付

平日/9:00~18:00

事前の連絡で下記の対応が可能です。
■20:00まで対応 ■土日祝日対応

JR立川駅
から
徒歩
4分



お片付け代行

遺品整理士の地区統括が お伺いいたします

他社様と比べると2倍ほどお時間をいただきますが、ご家族様のお気持ちに寄り添い“故人が本当に残したかったもの”を探し出します。

✓ 遺品整理

今後のお手続きに必要な書類や貴重品、財産などに関わる物を丁寧に選別いたします。

✓ 買い取り

有価物の査定を行い、高価なものは代行オークションを行います。

✓ リユース

使える物はクリーニング後に国内外へ寄付などを行います。

✓ ごみの処分

武蔵村山市指定の分別で適切に処分いたします。

お気軽に
ご相談ください！



042-315-2922



株式会社日本屋
東大和市狭山5-1599

東京都公安委員会許可第 308792115824

謹んでお悔やみ申し上げます

相続税についてのご案内



お亡くなりになられた方の

遺産の総額※ が 基礎控除額 を超える場合

※遺産…土地／建物／株式や投資信託／現金預金／
死亡保険金(一定金額まで非課税)など

亡くなられた日の翌日から**10ヶ月以内**に
相続税の**申告が必要**になります

必ずご確認ください

基礎控除額 = 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

遺産の総額 が 基礎控除額 を
下回る

申告は**不要**です

ただし、相続前に預金から引出した現金や
家族名義の口座へ移した預金、生前に行った
贈与がある場合など遺産の範囲には注意が
必要です

遺産の総額 が 基礎控除額 を
上回る

申告が**必要**です

ただし、特例などの適用により納税額がゼロ
となる場合もあります

- 小規模宅地等の特例
- 配偶者の税額軽減

申告の要否には慎重な判断が必要です。
ご家族だけで悩まず、専門家にご相談ください。

初回相談
無料

G 税理士事務所 グレイス

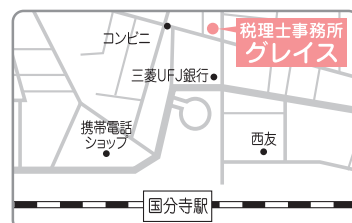
東京税理士会 税理士 松井達也

☎042-316-8566 平日/9:00~18:00

※予約していただければ時間外や土日祝日でもご相談可能です。

URL <https://grace-souzoku.jp/>

E-mail grace@mmmtax.com



東京都国分寺市本町3-11-17
ビルドシティプラザ4F
JR中央線「国分寺駅」北口から徒歩3分

武蔵村山市 市民葬儀 取扱店

もしも



の時に備えて

ご家族が安心した葬儀をするために、私たちがご提案します

Q & A よくある質問

Q: 家族葬と一般葬の違い

A: 家族葬とは**参列者を限定**し、**近親者**で故人を送ること。

一般葬は故人や家族と**縁がある方**や、**ご近所・会社関係**など幅広く**お声がけし故人を送る**ことです。また、なかには面識のない方が参列することもありますますが代理として参列するケースもありますのでご理解いただくとよいでしょう。

Q: もしもの時はどうすればよい?

A: **葬儀社を決めておく**ことにより、**事前に疑問や不安が解消**されます。

Q: 自宅に安置できない……

A: **住宅事情やその他、諸事情により安置場所でお困りの方は専用霊安室**でお受けいたします。

Q: お葬式の費用にはどのようなものがある?

A: 葬儀費用とは主に、葬儀社に支払う**葬儀代金**のほか、**宗教者へのお礼・飲食関係・返礼品**関係などがあります。

Q: お葬儀の会場選び

A: お葬儀の**参列者数**など規模により会場の**広さ、駐車スペースを要する**場合があります。寺院式場の他**使用料が安価な火葬場に併設されている斎場も大変人気**です。

ご法要のご相談と お手配

寺院・お仏壇・お位牌・お料理など



ご 供 養

霊園のご紹介はもちろん、お墓を持たない方への新提案

墓所 納骨堂 樹木葬 手元供養



相 続

専門家によるアドバイスとお手続きの代行

遺言書の作成・相談



遺品整理・特殊清掃

ワンルームから、お家全体のお片づけまで



※一般廃棄物の収集運搬は、自治体の法令等を遵守し、許可事業者へ委託しております。

多彩な収蔵を可能にした

納骨ボトル「ハニカム」

スタイリッシュ性とコンパクトサイズの2つの特性から、大切なご遺骨を手元に置いてもお部屋に調和します。



従来の骨壺をハニカムに交換することで納骨室内に新たな空間を創造します。



2020年 特許取得
特許第6704601号
意匠登録済

お問い合わせ:24時間お葬儀相談フリーダイヤル

0120-844-644

ホームページからのお問合せ・ご相談も承ります。 [あさひセレモニー](#)

検索

<https://www.asahi-ceremony.co.jp>

株式会社 あさひセレモニー



本 社:〒190-0003 東京都立川市栄町 6-1-12 営業所:府中・八王子・昭島・武蔵村山・東大和・西東京・所沢・東村山

経済産業大臣認可 全日本葬祭業協同組合連合会認可 一般社団法人 終活カウンセラー協会認定 国土交通省認可 一般貨物運送事業認可 一般社団法人 遺品整理士認定協会加盟店

HPはこちら

地域密着 多摩地域にお住まいの皆様

新たな一步を踏み出す お手伝い

ご依頼者様のお気持ちに寄り添いながら
一つ一つ丁寧に取り組んでまいります。

生前
整理

遺品
整理

不用品
整理

特殊
清掃

建物
解体

など

遺品整理～建物解体～不動産売買まで **ワンストップ対応** いたします!!
貴重品や思い出の品をお探し、ご要望によって **買取、供養** も承ります。

女性遺品整理士・特殊清掃士在籍 /



ご相談・お見積り無料
お気軽にお問合せください!

リフォームも対応

ご自宅でお亡くなりになった際の
消毒清掃やリフォームも
お任せください。

多彩な消臭機
能で特殊清掃に
も対応します。



整理の際にご不要になった品を
リユース品として海外輸送し、
国際貢献活動を行っております。

株式会社 コーワフィックス

☎0120-524-136

武蔵村山市
大南3-28-3

<http://www.ko-wafix.com>

古物商許可: 東京都公安委員会第308791 805774号



コーワフィックス

検索

むさし中央の

相続の窓口



お悔み申し上げます。
 ご親族が亡くなられた。
 ご葬儀、役所への届け出が終わった。
 相続人で遺産を分けることになった。
 でも、どこから手を付けたら良いか分からない。
 相続の窓口では
「すべてお任せむさしの相続」
 をお勧めいたします。

遺産
分割協議書の
作成

不動産の
名義変更

法定相続情報
証明の作成

預貯金の
払い出し

相続登記が義務化されました。
 もう待ったなしです。
今すぐお電話下さい。
 損をしない様 迷わないで専門家にお任せ下さい。
 仕事はスピード重視で行っています。
費用は完全後払い。
 ご満足いただいてからお支払いいただきます。
スピード重視だからこそその後払い保証です。



東京司法書士会会員
 身元保証相談士協会会員
 成年後見リーガルサポート会員
 日本粉骨士協会 理事
 〈運営〉司法書士・行政書士・身元保証相談士・粉骨士

むさし中央法務事務所 安島 志郎



▲JR立川駅 徒歩3分

あなたの相続のお悩みを解決します！

【詳細はホームページへ】

相続の窓口



むさし中央法務事務所

検索

お問合せは
こちら！

0120-634-339



〒190-0023 東京都立川市柴崎町3-6-15 アーバン立川ビル1階 info@musashichuo.com

税理士法人

岩瀬税務会計事務所

初回
相談無料

地元
密着



相続が発生したが、
何をしたらいいか
わからない

相続税が発生する
のか、いくらになるのか
わからない

家や土地の価値が
どのくらいになるのか
知りたい

相続に関する疑問・質問・お困りごと、
なんでもご相談ください。



10年前にこの地に開業以来、生まれ育った地元・武蔵村山市との繋がりを大切にして業務を行っています。豊富な相続税の申告経験を活かし、相続税の申告手続きはもちろん、資産運用・事業承継などの生前対策にも力を入れています。

また令和6年4月からは相続登記義務化がスタートし、お困りの方も多いかと思います。当事務所では、弁護士・司法書士・社会保険労務士・行政書士などの士業や地元金融機関とも提携し、相続手続きを全力でサポートさせていただきます。

代表・税理士 岩瀬成朋（登録番号：112310）



まずはお気軽にご相談ください /
☎ 042-843-8097

〒208-0011
東京都武蔵村山市学園3丁目43-1
第五藤ビルB室

Mail: naru@iwase-tax.or.jp

FAX: 042-843-8098



保険金定額
タイプ

お葬式費用に備えるための保険があります

終活に活かせる保険

葬儀保険「千の風」の
おすすめポイント

1
Point

最高100歳まで保障

85歳10ヶ月
まで申込可能!!

2
Point

加入審査も

告知だけ
の簡単手続き!!

入院・手術歴のある方でも安心してお申込みいただけます。



保険金定額タイプ100万円保障プラン 例) 70歳の場合

月々2,500円で100万円保障

終活のこと・お葬式のこと・相続のこと・お墓のこと [相談無料]

《引受少額短期保険業者》



ベル少額短期保険株式会社

所在地: 812-0011福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目7番3号
電話: 092-474-4444
登録番号: 福岡財務支局長(少額短期保険)第1号

詳しい資料をお送り致します お気軽にお問い合わせください



0800-919-0286

【受付時間】平日10:00~17:00



▲Webでのお申し込みはこちら

◆【千の風(1年更新型定期保険)】は一定期間の死亡保障を確保する満期保険金、解約返戻金のない保険商品です。◆保険料は更新時の年齢に応じて高くなります。各年齢ごとの保険料は、資料請求の後「重要事項説明(契約概要・注意喚起情報)」でご確認ください。◆通信販売(非対面による募集)は保険金額を100万円以下に制限しています。保険金額が100万円超のプランをご希望の場合は対面による募集が必要です。ただし、対面による募集の場合でも、年齢が80歳以上の場合は、申込保険金額を100万円以下に制限しています。◆ご契約の際には「重要事項説明(契約概要・注意喚起情報)」「約款」を必ずお読みください。当社は株式会社鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184)のグループ企業です。

ベル少額-資料-2409-001

発行 武蔵村山市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2025年作成

